

2. 関税化に伴い新設された品目

(単位：トン)

品 名		1 次税率	2 次税率	割当数量	
				10年度	11年度
脱脂粉乳	学校等給食用	無税	407.67円/kg 又は437.5円/kg	7,264	7,264
	学校等給食用以外	無税、 25%、35%	407.67円/kg ～30.7%+437.5円/kg	74,973	74,973
無糖れん乳		25%、30%	21.9%+261.5円/kg 又は26.3%+524円/kg	1,500	1,500
ホエイ等	ホエイ及び調製ホエイ (配合飼料用)	無税	30.7%+437.5円/kg 又は30.7%+707.17円/kg	45,000	45,000
	ホエイ及び調製ホエイ等 (乳幼児用調製粉乳原料用)	10%	30.7%+411.67円/kg ～30.7%+1,053.17円/kg	25,000	25,000
	無機質を凝縮したホエイ	25%、35%	30.7%+437.5円/kg 又は30.7%+707.17円/kg	14,000	14,000
バター及びバターオイル		35%	30.7%+1,014円/kg 又は30.7%+1,193円/kg	581	581
調製食用脂	ニュージーランド原産	25%	30.7%+1,193円/kg	11,550	11,550
	その他のもの			7,427	7,427
その他の乳製品		12%～35%	21.9%+55.5円/kg ～30.7%+1,193円/kg	130,220	132,080
雑豆		10%	364.5円/kg	120,000 (52,900)	120,000 (50,400)
でん粉、イヌリン及びでん粉調整品		無税、 16%、25%	122.5円/kg	173,400 (87,700)	161,400 (80,700)
落花生		10%	635.17円/kg	75,000	75,000
こんにゃく芋		40%	2,878.17円/kg	267	267
繭		無税	2,597.17円/kg	1,995	1,995

(注) 1. 関税割当数量覧の () 内の数字は当該年度の上記の関税割当数量である。

2. 脱脂粉乳、ホエイ等、バターおよびバターオイルの「2次税率」には、農畜産振興事業団が徴収するマークアップを含む。

第 7 節 対外経済関係

1 W T O

(世界貿易機関)

(1) ガットからWTOへ

ガットにおいては、1947年から1979年まで多角的貿易交渉（ラウンド）が7回開かれ、各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減など多くの成果をもたらしてきた。その後、1986年にウルグアイ・ラウンドが開始され、7年越しの交渉を経て1993年12月に実質合意された。我が国は1994年12月に「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（WTO協定）について国会承認を経て受諾した。これに対応し、7本の関連法の改正が行われた。農林水産省関連の法案は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、加工原料乳生産

者補給金等暫定措置法、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法、農産物価格安定法の4法である。そして、1995年1月1日にWTO協定が発効し、米国、EC、豪州、カナダ、日本などの主要国の加盟の下、世界貿易機関が設立された。

(2) WTO協定の概要

WTO協定は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（本体）と附属書1～4からなっている。農林水産関係では、附属書1Aに国境措置、国内支持、輸出補助等を規律する農業協定、動植物検疫を規律するSPS協定、林・水産物補助金を規律する補助金・相殺措置協定などが、附属書4に国際牛肉協定、国際酪農品協定（両協定とも97年末廃止）が含まれている。

農業協定は、各国が、国境措置、国内支持、輸出競争の3分野について具体的かつ拘束力のある約束を作成し、1995年から2000年までの6年間（以下「実施期間」という。）でこれを実施することを定めている

(3) 各委員会の主な活動

これらの協定に対応してWTOには各委員会が設けられており、当省に関連する委員会としては、農業委員会、SPS委員会、貿易と環境委員会などがある。

①農業委員会

農業委員会は農業協定第18条に基づき、各国のウルグアイ・ラウンド約束の実施の進捗状況について検討することとなっている。定期会合は、年間最低3回開催される他、必要に応じて適宜開催されることになっており、98年には4回開催された。また、加盟国が現行協定下でとっている措置に関する問題を整理し、関心事項を明確化することを目的とした「AIE情報交換プロセス」については、98年も引き続き行われ、国内支持や市場アクセス、非貿易的関心事項等様々な分野が議論の対象となった。

②SPS委員会

SPS委員会は、原則として年3回開催されることになっているが、98年は年4回の開催になった。本委員会においては、ア. 各国から行われた通報のレビュー、イ. 貿易上の関心事項の質疑応答、ウ. 国際基準の適用状況のモニタリング、エ. 協定5条5の実施のためのガイドラインの作成、等が98年も引き続き行われた他、これらに加え、協定の運用及び実施に関するレビューが行われた。

③「貿易と環境」委員会（CTE）

CTEでは「WTOの規定と環境目的の貿易措置との関係」等10の議題について議論が行われており、98年は3回開催された。

本委員会において我が国は、貿易自由化の環境への影響に関する議論の中で、農業が持つ多面的機能の重要性を強調しつつ、農産物貿易の自由化は環境にとってプラス、マイナス両面の影響を与え得るものでありこれらを総合的に分析することが必要である等の主張を行っている。

(4) WTO第2回閣僚会議

WTO閣僚会議は、全ての加盟国の代表で構成され、少なくとも2年に1回会合することとされており、閣僚宣言及び各委員会からの報告書の採択など、多国間貿易協定に関する全ての事項について決定を行う権限を有している。

98年5月には、WTOが1995年1月1日に発足して以来、2回目の閣僚会議が、ジュネーブにおいてGATT/WTO50周年記念会合とあわせ開催され、132か国の閣僚クラスが出席し、我が国からは高村外務政務次官、岸本農水政務次官、遠藤通産政務次官が出席した。

採択された閣僚宣言のうち、将来の作業計画については、99年末に米国（シアトル）において開催される第3回閣僚会議で交渉の範囲、構成及び時間的枠組みが決定できるよう、98年9月の一般理事会特別会合から閣僚会議への勧告の準備作業をすることとされた。その際、我が国は、次期交渉について2000年初からの交渉が決まっている農業やサービスに加え、鉱工業品関税等を含めた包括的な交渉を支持する立場を表明した。

この閣僚理事会での合意を踏まえ、98年9月の一般理事会特別会合以降、99年2月までを、次期交渉に向けての準備の第1段階とし、1カ月に1度、特別会合が開催され、農業等の各分野毎に問題認識を深めるための議論が行われた。次に、98年2月から99年7月末までを第2段階として、1カ月に2回程度特別会合が開催され、交渉の範囲、構成等について検討・議論が行われることとなった。

2 O E C D

（経済協力開発機構）

OECDは、マーシャルプランの受け入れ体制として1948年発足したOEEC（欧州経済協力機構）が、その後、米国・カナダと欧州諸国との繋がり緊密化の中で改組され、1961年に設立された。我が国は1964年に加盟した。1998年10月現在29ヶ国が加盟している。

OECDの執行機関は、各国代表からなる理事会である。例年4－6月に開催される閣僚レベルの理事会（通称、閣僚理事会）では、引き続いて開催されるサミットを方向付ける重要な国際会議として位置付けられ、OECDの主要活動の報告され、国際経済情勢の認識や展望、今後の世界経済の方向性がコミュニケとしてまとめられる。

(1) 閣 僚 理 事 会

第37回閣僚理事会は、1998年4月27日、28日の両日、パリのOECD本部で開催された。我が国からは政府代表として尾身経済企画庁長官、高村外務政務次官、遠藤通産政務次官及び東農林水産審議官が出席し、①経済成長とアジア危機の世界的影響、②構造改革・調整、③多角的体制の強化、④OECDの役割と今後の挑戦について討議が行われた。

経済成長とアジア危機の世界的影響については、全加盟国は、アジア地域の経済安定と発展に実質的利害関係を有することを確認された。また、現在レベルの市場アクセスを基に将来の広範な自由化に向けたモメンタムの維持の重要性が合意された。構造改革・調整

については、OECD加盟国・非加盟国の経済成長及び社会福祉の改善を図るため、各国における構造改革等の必要性が合意された。特に、高失業率の削減、企業統治及び規制改革の研究・分析、電子商取引の開発等が言及された。多角的体制の強化については、WTO、ILO、OECDにおける造船協定、輸出信用アレンジメント、国際商取引での外国公務員に対する贈賄防止協定等に関する多角的体制強化の必要性が強調された。また、同年3月開催の農業大臣会合合意内容が確認された。OECDの役割と今後の挑戦については、非加盟諸国との関係強化、持続可能な開発の促進及びOECD改革の推進が確認された。

(2) 農 業 委 員 会

本委員会では、1987年の閣僚理事会コミュニケにおいて提唱された農業改革の諸原則に照らして、前年に引き続き、PSE等を利用しつつ各国の農業改革の進展状況を点検するとともに農産物の需給及び貿易の動向等を分析した、1998年版「OECD加盟国の農業政策：モニタリングと評価」の作成が行われた。

「農業と環境」については、農業委員会と環境政策委員会の合同作業部会において、農業が環境に与える正負両方の影響を定量化した指標（農業環境指標）の開発、各国の農業環境政策の効果等の分析、農業生産と環境の関係に関する分析等の作業が引き続き行われた。なお、1998年9月には、農業環境指標に関するワークショップが英国ヨークで開催された。

「農業と貿易」については、貿易委員会との合同作業部会において、政策評価マトリックス（PEM）のモデル開発、上記PSEの改定、及び農業貿易の新たな課題に焦点を当てたワークショップを開催した。

(3) 農 業 貿 易 ワークショップ

1998年10月26日、27日の2日間にわたり、パリのOECD本部において、農業貿易ワークショップが開催された。加盟国政府代表、学識経験者、民間人等が参加。会合では、UR農業合意、国内政策目的と貿易、食品安全性、貿易と環境、価格・所得変動、食糧安全保障と農業貿易、競争政策と農業貿易に関して、活発で自由な意見交換が行われた。

(4) そ の 他

農村・都市・地域に関する3つのワーキンググループがOECDの機構改革の一環として改組され、地域開発政策委員会及び農村地域政策・都市地域政策・地域指標の3つの作業部会が設立された。

3 A P E C

(アジア・太平洋経済協力)

APEC（アジア・太平洋経済協力）は、1989年に、政府間の経済・社会問題の分析・協議を行うため、太平洋経済地域に位置する国・地域（1999年8月現在、21か国・地域）によって構成される緩やかな協議体として発足し、年々その活動の充実が図られている。

1993年11月には、米国シアトルで初めての非公式首脳会議が開催され、「APEC首脳の経済展望に関する声明」が採択された。

1994年11月には、インドネシアにおいて第二回非公式首脳会議が開催され、2020年（先進国は2010年）までに域内の自由で開かれた貿易及び投資を達成することを主な内容とする「ボゴール宣言」が採択された。

1995年11月に大阪で行われた非公式首脳会議では、ボゴール宣言の具体的な実現に向けた大阪行動指針が採択されるとともに、「大阪首脳宣言」において、今後の人口増加・経済成長が食料及びエネルギーの需要並びに環境への負担を増大させると予想されることから、この地域の経済的繁栄を持続可能なものとするための長期課題としてこれらの相互に関連した広範な問題を取り上げるとの内容が盛り込まれた。

この長期計画のうち、食料問題については、1996年5月に「食料タクスフォース」が設置され、日本と豪州が共同議長となり、食料をめぐる問題について諸方面から分析作業を行うこととなった。

1996年11月に開催されたマニラ閣僚会議では、大阪行動指針に基づいて作成された各国の「個別行動計画」（IAP）とAPEC全体で行う「共同行動計画」（CAP）等からなるマニラ行動計画が採択された。

1997年11月に開催されたヴァンクーヴァー閣僚会議では、早期に自主的に自由化を進める分野（EVSL）として、農林水産分野（林産物、水産物、油糧種子・植物油、食品）を含む15分野が特定された。このうち、林産物、水産物を含む9分野については、優先的に自由化を進める分野（優先9分野）とされた。このEVSLは自主性の原則の下で行われることが閣僚宣言に明記された。

1998年11月に開催されたクアラルンプール閣僚会議では、EVSL優先9分野のうち、林産物・水産物については、我が国は自主性の原則に基づき、自由化措置には参加しないとの立場を維持し、最終的に、WTOに議論の場が移された。また、油糧種子・植物油、食品を含む他の6分野についても、1999年6月のオークランド貿易担当大臣において、WTOに議論

の場が移されることになった。

また、食料タックスフォースは、食料問題に関して、APECが採りうる共同行動の選択肢等についての提言を含む最終報告案を採択し、活動を終了した。

4 バーミンガムサミット

主要先進国（日、米、加、英、仏、独、伊、EU、露）の首相が政治、経済の諸問題について検討する第24回サミットが、5月15日から17日までイギリスのバーミンガムで開催され、我が国からは橋本総理大臣等が出席した。

本会合では、その直前にインドの核実験及びインドネシア情勢の悪化があったため、これらをめぐる議論が大きな比重を占めた。

「貿易」については、EUのサンテール委員長より、新ラウンドに関して、①包括的な交渉を行うべきこと、②短時間で範囲も妥当なものにして行うべきこと等の発言があった。

また、「環境」に関する議論に関連して、持続可能な森林の経営及び保存のための地球規模の協力等の重要性を確認しつつ、森林に関するG8行動計画の実行についての評価を2000年までに行うことなどが合意された。

5 U N C T A D

（国連貿易開発会議）

UNCTAD（本部ジュネーブ）は、1964年に設立された国連の一機関であり、開発途上国の貿易と経済開発に関する問題を取り上げ、解決策を討議する場で、いわゆる南北問題の主要フォーラムである。特に、4年に1回開催される総会は、途上国の貿易・経済開発問題に対する国際社会の取り組み方について、政策レベルで中長期的な方向付けをする重要な意義を持ち、①世界経済のレビュー、②一次産品、③製品・半製品、④貿易、⑤特惠、⑥後発開発途上国（LLDC）問題等につき協議が行われ、これまで多くの決議が採択された。

これらの決議をもとに、特惠関税制度の導入、一次産品総合計画（IPC）の採択とそれに基づく共通基金（CF）協定発効をはじめ、熱帯木材協定、ジュート協定等の発効、保護主義・構造調整年次レビューのスタート、輸出所得補償融資制度の検討などが行われている。第10回総会は、2000年2月にバンコクで開催される。

6 国際商品協定

（1）国際穀物協定

1986年国際小麦協定は、数度の延長により有効期限が1995年6月30日までとなっていたが、1993年より新協定交渉が行われた結果、1994年12月に新たな「1994年国際穀物協定」が合意され、1995年7月1日に暫定発効した。

新協定は、「1994年穀物貿易規約」と「1994年食糧援助規約」から成っており、小麦を穀物に名称変更したものであり、基本的には「1986年国際小麦協定」を踏襲した内容となっており、穀物貿易規約は国際穀物理事会（旧国際小麦理事会）を通じた情報交換・統計整備を中心としたものとなっている。

食糧援助規約では毎年1千万トン以上の食糧援助を目標としており我が国の年間最小拠出義務量は30万トンとなっている。（有効期限は1999年6月30日まで延長）

（2）国際砂糖協定

「1992年の国際砂糖協定」は、1993年1月に発効した。同協定は前協定と同様、経済条項を有さず情報交換を中心としたものとなっている。

なお、同協定は前協定と比べて、経済条項の復活の表現が弱くなった他、加盟国の脱退から消費国の分担金の負担増を防ぐため、生産国・消費国の区分を廃止する等の改定がなされている。（有効期限は1999年12月31日まで延長）

（3）国際コーヒー協定

「1983年の国際コーヒー協定」は、輸出割当制度を基本とする経済条項を有し、コーヒーの国際価格が一定水準以下にある場合、加盟輸出国に輸出割当を課して市場への供給を調整する機能を有していた。

しかし、1989年7月の理事会では輸出シェア等をめぐる輸出入国の対立があり、1989年7月4日から経済条項を停止した。

また、1983年協定は4度延長（1994年9月30日まで）し、理事会は新協定に向けて検討を続けていたところ、1994年3月に新協定が合意され、94年10月に発効した。

なお、新協定は経済条項が削除され、情報交換を中心とした協定となっている。（有効期限は1999年9月30日）

（4）国際ココア協定

1986年に代わる新協定交渉が1992年から1993年にかけて行われたところ、1993年7月に新たな1993年国際ココア協定が合意され、1994年2月に発効した。

表22 二国間会議

<国・地域名>	<会議名>	<期間>	<場所>
E U	第37回日・E U	98.6.4～5	東京
アセアン	第16回日・アセアンフォーラム	98.6.25～26	ハノイ
アメリカ	第16回日・米植物検疫定期協議	98.9.2～3	東京
スイス	第3回日・スイス経済協議	98.9.28	ベルン
アイルランド	第7回日・アイルランド貿易経済協議	98.9.29	東京
ノルウェー	第15回日・ノルウェー貿易経済協議	98.10.2	オスロ
E U	第8回日・E U閣僚会議	98.10.12	東京
タイ	第6回日・タイ経済協議	98.10.22	バンコク
カナダ	第14回日・加次官級経済協議	98.10.28～29	東京
フィンランド	第13回日・フィンランド貿易経済協議	98.12.1	ヘルシンキ
台湾	第23回日・貿易経済協議	99.1.21～23	台北
インド	第14回日・印貿易協議	99.2.5	東京
アメリカ	第11回日・米林産物小委員会	99.2.18	東京

新協定は、前協定がココアの価格安定メカニズムとして採用してきた緩衝在庫制度を廃止し、新しいメカニズムとしてココアの生産管理計画を採用している。この他、情報交換、CF（一次産品共通基金）との連携や環境への考慮等が明記されている。（有効期限は1999年9月30日）

(5) 国際熱帯木材協定

1983年協定は、熱帯産木材の国際貿易の拡大及び価格の安定を図り、もって熱帯木材生産国の輸出収入の安定と消費国への供給の安定を確保することを目的として、1985年4月に発効した。

我が国は熱帯産木材の最大の輸入国であるとともに、我が国の豊富な市場情報と高度な林業技術が協定の目標達成に貢献できるとの考えから、機関（ITTO）本部を我が国（横浜市）に誘致した。

1983年協定の有効期限は2度延長され、1994年3月31日までとなっていたところ、1993年4月以降新協定交渉が開始され、木材の対象を熱帯から温・寒帯まで拡大することについて交渉は難航したが、1994年1月に新たな1994年協定が合意された。

新協定は、1996年9月の締約国会合を経て、1997年1月1日に発効した。新協定には2000年目標や熱帯林の持続的経営の達成のためのバリ・パートナーシップ資金等が明記された。（有効期限は2000年12月31日）

7 日米包括経済協議

(1) 枠組合意までの経緯

1989年に開始された日米構造問題協議（SⅡ）は91.92年の2回にわたるフォローアップ年次報告により一応の区切りが打たれた。ポストSⅡの日米両国の経済面でのパートナーシップを前進させる見地から、1993年4月ワシントンでの日米首脳会談において新

たな協議枠組みを構築する合意がなされた。これを受けて同年6月ワシントン及び東京において次官級準備会合、7月東京において日米首脳会談が開催され、マクロ経済、構造・セクター、協力の各分野について双方の提案が協議された。双方の間には合意内容の実施状況を評価するための客観基準の解釈等について隔たりがあったが、7月10日合意に至り、「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」（枠組合意）として公表された。

(2) 枠組合意の概要

協議は日米双方通行の対話、MFNベースでの均てん、ガバメントリーチ（政府の責任範囲内の事項を扱うこと）などを基本原則とする。

マクロ経済面では日本は製品・サービス輸入の相当程度の増加を促進し経常収支の黒字の十分意味のある縮小を中期的に達成すること、米国は財政赤字を相当程度削減し国内貯蓄を奨励すること等を目的とする。

セクター別・構造面の協議では「政府調達」、「規制緩和及び競争力」、「その他の主要セクター（自動車及び自動車部品）」、「経済的調和」、「既存のアレンジメント及び措置の実施」の5つのバスケットについて次官級を議長とし、適当な場合には作業部会（WG）が設けられる。

(3) 当省関係各会合の開催状況

1997年6月のデンバー・サミット時の日米首脳会談でセクター別・構造分野のうち、「規制緩和等」については、「強化されたイニシアティブ」として合意され、4つの個別分野専門家会合（1998年からは5分野）と分野横断的な「規制緩和・競争政策等」会合及び全体をレビューする上級会合を設置することとなった。

当省関係では個別分野のうち住宅専門家会合が1999年2月に開催された。また、分野横断的な規制

緩和等WGが1998年10月、1999年2月に開催された。

全体をレビューする上級会合（日米次官級）が1998年11月及び1999年3月に開催された。

「投資等」については1998年6月に「投資・企業間関係」WGフォローアップ会合が開催された。

「地球的展望に立った協力のための共通課題」（コモン・アジェンダ）については、1997年6月のデンプー・サミット時の日米首脳会談で既存の26分野を18の分野に整理・統合した。当省関係では1998年10月に油流出対応作業部会が開催された。1999年4月に全体をレビューする次官会合が開催された。

8 二 国 間 会 議

我が国は、以下の会議等を通じ、諸外国と貿易経済上の情報・意見の交換を行い、相互理解の深化に努めた（表22）

第8節 国 際 協 力

1 国際協力に関する企画調査等

農林水産業協力は、開発途上国の食料問題の解決に資するのみならず、農業部門が開発途上国の国民所得や就業人口に大きなウエイトを占め経済社会の安定基盤となっており、国内資源の有効利用等を通ずる自立的发展にとって重要であることから、その果たす役割は大きい。

このような農林水産業協力の効率的、効果的な実施の要請に対処するために、表23のとおり調査研究、協力事業の評価等を民間団体に委託して実施した。

また、民間の農林水産業協力を通じ、開発途上国の現状に即した農林水産業開発の一層の促進を図るため、表24のとおり、民間の行う調査事業、協力推進事業に助成を行った。

表23 農林水産業協力関係委託費

事項名	予算額 (千円)
地球環境協力支援データベース策定費	21,429
アジア地域農林水産関連地球サミット対応支援事業	8,862
海外研修映画製作	14,445
アジア農業生産性向上事業協力	75,881
農林水産業資金協力促進検討調査	53,406
農林水産業協力構想策定検討事業	89,900
アジア諸国の発展段階別農業・農村開発基礎調査	16,999
開発途上国等農協事業育成基礎調査	10,833
食糧の持続的生産支援促進費	46,601
海外農林業協力事後評価	28,181
新たな農林水産業協力の展開推進調査事業	53,197

開発途上国農林水産加工品等貿易実態調査	26,972
開発途上国における農業統計改善推進事業	17,232
ICID技術交流費	51,500
農地水資源管理モニタリングシステム構築調査	111,196
海外水管理農民組織状況調査	19,400
農業生産支援技術協力効率化事業	21,405
機械化農業生産体系確立海外技術協力促進事業	19,201
国際防疫及び畜産技術協力推進事業	65,157
生鮮食品流通改善技術協力基礎調査事業費	8,318
穀物の保管・管理技術協力推進事業費	20,849
国際漁業振興協力事業	621,392

表24 農林水産協力関係補助金

事項名	予算額 (千円)
中国青年農業指導者育成事業費	34,005
海外農協間協力等推進費	39,264
F A O等協力事業費	68,293
海外食糧農業情報整備等推進費	292,454
海外農林業開発協力促進事業費	59,558
海外農業開発調査	749,067
海外農業開発事業事前調査	232,664
海外青年・女性農業者等育成事業	102,100
食品産業技術海外協力円滑化事業	23,300
海外食品加工企業環境改善対策確立事業	12,817
海外食品物流効率化協力事業	6,407
国際林業協力推進事業	960,420
国際漁業振興協力事業	2,340,584

2 技 術 協 力

農林水産関係の海外技術協力を促進するため、開発途上国等を対象に国際協力事業団を通じて、研修員の受入れ、専門家の派遣、機材の供与及びこれらを組み合わせたプロジェクト方式技術協力並びに開発計画作成のための開発調査等を行うとともに、協力を携わる海外派遣専門家の養成確保を行った。

このほか海外農業技術交流として、前年度に引き続きロシア、中国、韓国ともそれぞれ交流を行った。

(1) 海外研修員の受入れ

10年度の農林水産関係を含む全分野の海外研修員の受入れ実績は19,718名で、昭和29年から10年度までの累計は183,053名にのぼっている。

このうち農林水産関係の10年度受入れ実績は1,881名であり、地域別、分野別受入れ実績は表25のとおりである。

これらの研修は、個別研修と集団研修に大別される。その他、第三国研修を25コース、第二国研修を3コース実施した。

10年度に実施した農林水産関係の集団コースのうち、農林水産省が開設したものは25コース、240名（特設コース6コース、45名を含む）、国際協力事業団

等が開設したものは62コース518名であり総数758名である。

州・その他					
計	702	194	249	244	1,389

表25 10年度地域別、分野別受入人数

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
ア ジ ア	586	125	116	90	917
中 近 東	42	5	4	23	74
ア フ リ カ	218	27	51	39	335
中 南 米	210	49	27	182	468
太平洋・欧 州・その他	43	9	13	22	87
計	1,099	215	211	356	1,881

(2) 専門家等の海外派遣

10年度において農林水産業技術協力のために海外に派遣された専門家は継続、新規合わせて1,389名であった。その地域別・分野別内訳は表26のとおりである。

また、開発調査、プロジェクト方式技術協力等各種協力事業の調査団へ1,421名が派遣されている。

表26 10年度地域別、分野別派遣人数

地域/分野	農業	畜産	林業	水産	計
ア ジ ア	388	117	161	63	729
中 近 東	31	5	0	38	74
ア フ リ カ	69	3	23	48	143
中 南 米	197	61	56	72	386
太平洋・欧	17	8	9	23	57

(3) プロジェクト方式技術協力事業

開発途上国の農林水産業開発に対し、専門家派遣、機材供与及び研修員受入れを組み合わせるプロジェクト方式技術協力事業は10年度において表27のとおり89件であった。

以上のほか、10年度においてプロジェクト方式技術協力のための事前調査を行ったものとしては、

ヴィエトナム	家畜人工授精技術向上
ミャンマー	灌漑技術センター（フェーズⅡ）
アルゼンティン	園芸開発
チリ	住民参加型農業農村環境保全
メキシコ	家畜衛生保健技術向上
象牙海岸	灌漑稲作振興
イラン	カスピ海沿岸地域農業開発事業実施センター
タイ	東北タイ造林普及（フェーズⅡ）
中国	人工林木材有効利用研究
ネパール	村落振興・森林保全（フェーズⅡ）
ブラジル	アマゾン森林研究（フェーズⅡ）
マラウイ	在来種増養殖技術開発
セネガル	公営苗畑総合林業開発

の13件がある。

表27 10年度プロジェクト方式技術協力事業案件

国 名	プロジェクト名	実施期間
〈新規案件〉		
〈農業分野〉		
インドネシア	優良種馬鈴しょ増殖システム整備計画	1998. 10. 1～2003. 9. 30
中国	農業技術普及システム強化計画	1999. 3. 1～2004. 2. 29
エル・サルヴァドル	農業技術開発普及強化計画	1999. 2. 1～2003. 1. 31
ブラジル	東部アマゾン持続的農業技術開発計画	1999. 3. 1～2004. 2. 29
メキシコ	農業機械検査・評価事業計画	1999. 3. 1～2004. 2. 29
〈畜産分野〉		
パナマ	牛生産性向上計画	1998. 4. 11～2003. 4. 10
〈林業分野〉		
ラオス	森林保全・復旧計画（フェーズⅡ）	1998. 7. 16～2003. 7. 15
ウルグアイ	林産品試験計画	1998. 10. 1～2003. 9. 30
ブラジル	アマゾン森林研究計画（フェーズⅡ）	1998. 10. 1～2003. 9. 30
ボリヴィア	タリハ溪谷住民造林・浸食防止計画	1998. 10. 1～2003. 9. 30
〈水産分野〉		
マレーシア	水産資源・環境研究計画	1998. 5. 12～2003. 5. 11
チュニジア	マハディア漁業訓練計画	1998. 8. 1～2001. 7. 31
マダガスカル	北西部養殖振興計画	1998. 4. 1～2003. 3. 31
〈継続案件〉		
〈農業分野〉		
インド	二化性養蚕技術実用化促進計画	1997. 4. 1～2002. 3. 31
インドネシア	灌漑排水技術改善計画F/U	1994. 6. 10～2001. 6. 9
	農水産業統計技術改善計画	1994. 10. 1～1999. 9. 30

スリ・ランカ	大豆種子増殖・研修計画	1996. 7. 1～2001. 6. 30
	ガンパハ農業普及改善計画	1994. 7. 1～1999. 6. 30
	植物検疫所計画	1994. 7. 1～1999. 6. 30
	東部タイ農地保全計画（フェーズⅠ・F/U）	1998. 6. 10～2000. 6. 9
	園芸開発計画（フェーズⅡ・F/U）	1997. 11. 12～1999. 11. 11
	畑地灌漑技術開発計画（フェーズⅡ）	1993. 5. 28～1998. 5. 27
	土壌研究開発センター計画（フェーズⅡ）	1995. 2. 1～2000. 1. 31
	農村生活改善研修強化計画	1996. 6. 15～2001. 6. 14
	ボホール総合農業振興計画	1996. 11. 11～2001. 11. 10
	高生産性稲作技術研究計画	1997. 8. 1～2002. 7. 31
ミャンマー	農業モニタリング体制改善計画	1997. 3. 31～2002. 3. 30
	シードバンク計画	1997. 6. 1～2002. 5. 31
	灌漑技術センター計画F/U	1995. 4. 1～1999. 3. 31
	ヴィエンチャン県農業農村開発計画（フェーズⅡ）	1997. 11. 1～2002. 10. 31
	灌漑排水技術開発研修センター計画（フェーズⅠ・F/U）	1998. 6. 10～2000. 6. 9
	湖北省江漢平原四湖湛水地域総合開発計画	1997. 1. 10～2002. 1. 9
	植物遺伝資源保存研究所計画	1993. 6. 1～1998. 5. 31
	ガーナ灌漑小規模農業振興計画	1997. 8. 1～2002. 7. 31
	キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画	1994. 7. 1～1999. 6. 30
	植物ウィルス研究計画	1995. 3. 1～2000. 2. 29
ラオス	果樹保護技術改善計画	1995. 3. 1～2000. 2. 29
	山間傾斜地農業開発計画	1997. 9. 1～2002. 8. 31
	ビラル南部地域農村開発計画	1994. 7. 1～1999. 6. 30
	小農野菜生産技術改善計画	1997. 4. 1～2002. 3. 31
	大豆生産技術研究計画	1997. 10. 1～2002. 9. 30
	セラード農業環境保全研究計画	1994. 8. 1～1999. 7. 31
	南ブラジル小規模園芸研究計画	1996. 12. 1～2001. 11. 30
	灌漑排水技術開発計画	1994. 10. 1～1999. 9. 30
	モレロス州野菜生産技術改善計画	1996. 3. 1～2001. 2. 28
	灌漑システム改善計画	1996. 3. 1～2001. 2. 28
(畜産分野)		
インドネシア	酪農技術改善計画	1997. 3. 3～2002. 3. 2
	中部酪農開発計画	1993. 8. 1～1998. 7. 31
	国立家畜衛生研究所計画（フェーズⅡ）	1993. 12. 9～1998. 12. 8
	家禽管理技術改良計画	1997. 11. 1～2002. 10. 31
	未利用資源飼料化計画	1997. 3. 15～2002. 3. 14
	家畜感染症診断技術改善計画	1997. 7. 1～2002. 6. 30
	内蒙古乳製品加工技術向上計画	1994. 6. 1～1999. 5. 31
	河北省飼料作物生産利用技術向上計画	1995. 4. 1～2000. 3. 31
	獣医研究所強化計画	1996. 10. 1～2001. 9. 30
	肉用牛改善計画	1996. 7. 1～2001. 6. 30
ホンデュラス	養豚開発計画	1993. 5. 15～1998. 5. 14
	ブルガリア	1997. 7. 1～2002. 6. 30
(林業分野)		
インドネシア	熱帯降雨林研究計画（フェーズⅢ）	1995. 1. 1～1999. 12. 31
	森林火災予防計画	1996. 4. 15～2001. 4. 14
	林木育種計画（フェーズⅡ）	1997. 12. 1～2002. 11. 30
	メコンデルタ酸性硫酸塩土壌造林技術開発計画	1997. 3. 20～2000. 3. 19
	未利用農林植物研究計画	1996. 8. 1～2001. 7. 31
	東北タイ造林普及計画F/U	1997. 4. 1～1998. 9. 30
	村落振興・森林保全計画	1994. 7. 16～1999. 7. 15
	森林保全・復旧計画	1996. 7. 16～1998. 7. 15
	寧夏森林保護研究計画	1994. 4. 1～1999. 3. 31
	湖北省林木育種計画	1996. 1. 15～2001. 1. 14
ヴェトナム	福建省林業技術開発計画F/U	1996. 7. 1～1998. 6. 30
	半乾燥地社会林業普及モデル開発計画	1997. 11. 26～2002. 11. 25
	キリマンジャロ村落林業計画（フェーズⅡ・F/U）	1998. 1. 15～2000. 1. 14
	半乾燥地治山緑化計画F/U	1998. 3. 1～1999. 3. 28
	森林保全技術開発	1994. 4. 1～1999. 3. 31
	東部造林普及計画	1996. 4. 24～2001. 4. 23

ブ ラ ジ ル	アマゾン森林研究計画 (フェーズⅠ・F/U)	1995. 6. 1～1998. 9. 30
パプア・ニューギニア	森林研究計画 (フェーズⅡ)	1995. 4. 1～2000. 3. 31
(水産分野)		
イ ン ド ネ シ ア	多種類種苗生産技術開発計画	1994. 4. 2～1999. 4. 1
タ バ イ	水産物品質管理研究計画	1994. 4. 1～1999. 3. 31
ネ パ ー ル	淡水魚養殖計画 (F/U)	1996. 11. 1～1998. 10. 31
オ マ ー ン	漁業訓練計画 (フェーズⅠ・F/U)	1998. 5. 7～2000. 3. 6
ト ル コ	黒海水域増養殖開発計画	1997. 4. 16～2002. 4. 15
モ ロ ッ コ	水産専門技術訓練センター計画	1994. 6. 20～1999. 6. 19
マ ラ ウ イ	在来種増養殖研究計画	1996. 4. 1～1999. 3. 31
モ ー リ シ ャ ス	沿岸資源・環境保全計画	1995. 12. 1～2000. 11. 30
アルゼンティン	水産資源評価管理計画	1994. 12. 1～1999. 11. 30
チ リ	貝類増養殖開発計画	1997. 7. 1～2002. 6. 30
ボ リ ヴ ィ ア	水産開発研究センター計画 F/U	1996. 6. 15～1998. 6. 14
トリニダード・トバコ	漁業訓練計画	1996. 4. 1～2001. 3. 31
ト ン ガ	水産増養殖研究開発計画 F/U	1996. 10. 2～1998. 10. 1

(4) 開発調査事業

開発途上国の経済発展に重要な役割を果たす農林水産業の基盤整備、生産増強あるいは地域総合開発等の公共開発計画の作成及び森林・水産資源の把握に関して、その国の要請に応じて調査団を派遣し、コンサルティング協力を行う開発調査事業を表28のとおり54件実施した。

表28 平成10年度開発調査事業案件

番号	国 名	案 件 名
〔アジア地域〕		
1	インドネシア	熱帯果樹品質向上計画
2	インドネシア	村落協同組合活性化推進計画
3	インドネシア	ハイランド地域農業開発計画
4	インドネシア	保安林機能回復計画
5	ヴェトナム	ドンタップモイ農村開発計画
6	スリ・ランカ	乾燥地域灌漑農業総合再開計画
7	タ イ	東北タイ北部農地改革地区農業総合開発計画
8	タ イ	コクインナン導水計画
9	タ イ	チャオプラヤ川流域洪水対策計画
10	中 国	河北省太行山区農業総合開発計画
11	中 国	黄河沿岸農業総合開発調査
12	中 国	陝西省安塞県山間地区農業総合開発計画
13	パキスタン	タウンサ堰灌漑システム改修計画
14	パキスタン	コトリ幹線水路管理システム計画
15	バングラデシュ	洪水対策関連維持管理調査
16	フィリピン	イザベラ州農地改革地域開発計画
17	フィリピン	ハロール河流域灌漑計画
18	フィリピン	マングローブ林資源評価調査
19	マレーシア	半島マレーシア穀倉地帯農業用水水管理システム近代化計画
20	ラ オ ス	ヴァンヴィエン地域森林保全流域管理計画
21	ラ オ ス	メコン河沿岸貧困地域小規模農村環境改善計画
〔アフリカ地域〕		
22	ウ ガ ン ダ	農業生産流通改善計画
23	エチオピア	メキ地域灌漑・農村開発計画
24	ガ ー ナ	移行帯地域森林保全管理計画
25	ケ ニ ア	バリング半乾燥地域農村開発計画
26	ケ ニ ア	ケニア山麓灌漑園芸開発計画
27	ジンバブエ	ムニャティ川下流域農業開発計画
28	ジンバブエ	グワーイ及びベンベジ地区森林保全計画
29	タンザニア	ローアモシ農業農村総合開発計画
30	タンザニア	コースト州貧困農家小規模園芸開発計画
31	ニジェール	ティラベリ県砂漠化防止計画
32	ベ ナ ン	ベナン国北部保全森林管理計画
33	マダガスカル	マンタスア及びチアゾンパニリ地域流域管理計画
34	マ ラ ウ イ	シレ川中流域森林保全計画
35	リ ベ リ ア	北西部森林資源調査
36	象 牙 海 岸	サンベドロ平原農業農村開発計画
37	象 牙 海 岸	ラビドゥブラ地域保全林地事前調査
〔中近東地域〕		
38	エ ジ プ ト	中央デルタ農村地域水環境改善計画
39	エ ジ プ ト	北東シナイ地区総合農業開発計画導水路施設実施設計調査
40	モ ロ ッ コ	零細漁村振興計画
〔中南米地域〕		
41	グアテマラ	中部高原地域貧困撲滅農村総合開発
42	ウルグアイ	林産工業開発基本計画
43	コロンビア	太平洋沿岸漁業開発計画
44	チ リ	環境配慮型首都近郊農業開発計画
45	ドミニカ共和国	ジャケ・デル・スール川流域農業開発計画
46	ニカラグア	ニカラグア太平洋岸第2・第4地域農業開発計画
47	ブ ラ ジ ル	トカンチナス州農牧総合開発計画
48	ブ ラ ジ ル	アマゾン河口水産資源調査
49	ボ リ ヴ ィ ア	サンタクルス県農産物物流通システム改善計画
50	ボ リ ヴ ィ ア	サンタクルス北部地域洪水対策計画
51	メ キ シ コ	ソコヌスコ地域農牧業農村総合開発計画
52	メ キ シ コ	オアハカ村落林業振興計画
〔欧州・その他地域〕		
53	ルーマニア	南部森林保全計画調査
54	キルギス	北西部地域森林保全復旧計画

(5) 開発協力事業 (調査等)

我が国の民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、国は国際協力事業団を通じ

て本邦民間企業の調和のある事業活動に資するため、関連施設整備及び試験の事業のための調査、投融资対象事業の調査、専門家の派遣等を実施している。

10年度には表29のとおり開発協力調査10件を行ったほか、専門家の派遣30名及び研修員の受入れ30名を実施した。

表29 開発協力調査

1	ミャンマー	農林業開発協力事業 (基礎一次調査)
2	中国	内蒙古自治区トウモロコシ栽培試験事業 (基礎二次調査)
3	インドネシア	北スマトラ未利用樹開発試験事業 (基礎二次調査)
4	マレーシア	ジョホール園芸作物栽培試験事業 (基礎二次調査)
5	マレーシア	熱帯早生郷土樹種造林技術現地実証調査 (基礎二次調査)
6	パラグアイ	イチヨウ葉生産試験事業 (基礎二次調査)
7	インドネシア	マングローブ林資源保全開発現地実証調査 フォローアップ (作業監理)
8	マレーシア	複層林施業技術現地実証調査 フォローアップ (作業監理)
9	ブラジル	セラード農業開発環境モニタリング調査 現地実証調査 (作業監理)
10	中国	ホップ栽培関連施設整備事業 (関連施設整備実施調査)

(6) 養成確保事業

我が国の農林業開発協力の拡充、多様化に適切に対応していくためには質の高い専門家の養成を組織的、計画的に行うことが必要である。このため、当省は中・長期的観点から専門家を養成する研修を前年度に引き続き国際協力事業団を通じて実施した。また、国際協力事業団も独自に同様の専門家の研修事業を前年度に引き続き実施した。

ア 中期研修

農林業開発協力プロジェクトの指導者となるべき専門技術者及び各専門分野の技術指導にあたる者を対象として、開発途上国・地域等における熱帯及び乾燥地農林業技術、社会経済事情に関する知識及び語学等について研修を行った。

農業一般、農村基盤整備、林業、社会林業、海洋環境保全及び地球環境・環境アセスメントのコースがあり、農林水産省職員24名、県、民間等15名が研修を受けた。

イ 長期研修

我が国では技術の蓄積が乏しく習得が困難な農林業技術分野(熱帯地域家畜疾病、途上国農村の環境保全、途上国農村の女性の地位向上等)を対象に、農林水産

省から当該作目の技術蓄積を有する先進地域(アメリカ等)に研修員3名を2か年間派遣して研修を行った。

なお、8年度及び9年度に派遣し、引き続き10年度においても研修を行った者は7名で、研修地はアメリカ、イギリス等である。

(7) 海外技術交流事業

ア 日ロ農業技術交流

昭和37年度以降、政府の農業技術者等を相互に派遣し、技術情報の収集・交換を行ってきている。

10年度には、日本側から「北方海洋性寒気団による偏東風が沿海州の農作物生産に及ぼす影響調査」のテーマで派遣、ロシア側から「低温の気象条件における米・大豆の生産技術」のテーマで受入れを行った。10年度までに46チームを派遣し、48チームを受け入れた。

イ 日中農業技術交流

昭和47年9月、日中間の国交が正常化されたことに伴い、昭和48年6月に研究者、技術者の相互交流、共同研究、技術情報、資料、書籍及び種子・種苗等の交換を行うことを合意し、同年9月から技術考察団の相互訪問が開始された。さらに昭和56年2月、日中両国間における農林水産分野の科学技術交流等を一層促進するため、日中農業科学技術交流グループを設置するとともに、毎年1回東京又は北京において交互にグループ会議を開催することになった。

10年度には日本側から「茶遺伝資源の特性及び茶の加工技術」、「肉質分析等による家畜遺伝資源(豚)の評価、利用技術の開発」及び「ミズナラ・モンゴリナラの遺伝的変異及び遺伝資源に関する調査研究」の考察団を派遣し、中国側から「農業遺伝子組換え及びその安全管理」及び「日本の農協の先進農業科学技術」の考察団を受け入れた。10年度までに72チームを派遣し、71チームを受け入れた。

又、前年に引き続き、日中農業科学技術交流グループ第17回会議が10年6月2日～3日に開催され、技術上の諸問題、共同研究、種子種苗・技術情報の交換、水田の公益的・多面的機能等について討議した。

ウ 日韓農業技術交流

昭和43年8月、農産種子の交換、その他の技術交流の問題について検討することを目的とする実務者によって構成される農林水産技術協力委員会を設けることが合意された。この合意に基づき、同年12月に東京において第1回委員会が開催され、その後毎年1回、東京又はソウルにおいて交互に開催されている。

10年度には東京において第31回委員会が開催され、試験研究協力、技術者の交流、種子種苗・技術情報の

表30 10年度農林水産関係一般無償資金協力実績（閣議了解ベース）

国 名	案 件 名	金額（億円）
ウ ガ ン ダ	農業普及・訓練所改善計画（国債：10年度 1.72, 11年度 2.37, 12年度 0.16）	4.25
中 国	漢江上流水土保持林造成機材整備計画	12.47
ラ オ ス	造林センター建設計画	4.16
ド ミ ニ カ 共 和 国	ハラバコア地区灌漑整備計画	9.58
ガ ー ナ	灌漑施設改修計画	7.64
ヴ ィ エ ト ナム	タンチ地区農村排水改善計画（2/3）	14.91
エ ジ プ ト	バハル・ヨセフ灌漑用水路マゾーラ堰整備計画（詳細設計）	0.87
ジ ン バ ブ エ	ニャコンバ地方灌漑開発計画（Ⅱ,詳細設計）	0.34
セ ネ ガ ル	第3次苗木育成場整備計画	7.39
カ ン ボ デ ィ ア	カンダール州メコン河沿岸灌漑施設改善計画	0.43
（農林関係案件計） 10件		62.04
セント・ヴィンセント	水産センター建設計画	7.76
セ ン ト ・ ル シ ア	ビューフォート水産複合施設建設計画（2/2）	10.08
カーボ・ヴェルデ	ミンデロ漁港建設計画（1/2）	7.05
ギ ニ ア 共 和 国	第四次小規模漁業振興計画	8.99
モ ー リ タ ニ ア	零細漁村開発計画	6.08
ナ ウ ル	アニバレ漁港整備計画	6.75
パ ラ オ	ペリリュウ州漁村開発計画	3.68
グ レ ナ ダ	メルヴィル・ストリート魚市場建設計画（1/2）	6.05
ド ミ ニ カ	ロゾー水産施設改修計画	5.10
モ ロ ッ コ	スィラケディマ漁村開発計画（1/2）	5.49
ト ン ガ	海水取水システム改良計画	2.37
ミ ク ロ ネ シ ア	コスラエ州零細漁業支援施設改善計画	2.30
モザンビーク	マプト漁港改修計画（1/2）	4.23
（水産関係案件計） 13件		75.93
（10年度合計） 23件		

交換，農林水産業と環境に関する両国の環境対策や水田農業の持続性と公益的・多面的機能等について討議した他，日本側から食料・農業・農村基本問題調査会答申を紹介した。

3 資金協力（政府ベースの資金協力）

（1）一般無償資金協力

我が国は，開発途上国に返済義務を課さないで，援助対象となる計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金を供与する形態の無償資金協力を行っている。これは被援助国の民生安定と福祉向上に資するほか，当該国との友好に役立っている。

国際協力に関する我が国への要請が高まる中で，無償資金協力は年々増大の傾向にあり，6年度2,079億円（当初予算ベース，以下同じ），7年度2,127億円，8年度2,166億円，9年度2,628億円と増加している。

この内，農林業関係では，10年度において10件計62億円，水産関係では13件計76億円，農林水産関係合計23件138億円が供与され，その供与実績は表30のとおりである。

このほか，難民等に対する緊急援助として，10年度は，WFPを経由して国際市場で調達可能な米2.4

万トン分，10億円等の供与が実施された。

以上のほか，10年度において無償資金協力の実施のために表31の基本設計調査等を行った。

表31 10年度無償資金協力基本設計調査事業等

国 名	案 件 名
カーボ・ヴェルデ	ミンデロ漁港建設計画
ジ ン バ ブ エ	ニャコンバ地方灌漑開発計画
ギ ニ ア 共 和 国	第4次小規模漁業振興計画
ミ ク ロ ネ シ ア	コスラエ州零細漁業支援施設改善計画
セ ネ ガ ル	第3次苗木育成場整備計画
モザンビーク	マプト漁港整備計画
モ ロ ッ コ	スィラケディマ漁村開発計画
グ レ ナ ダ	メルヴィルストリート市営魚市場建設計画
ド ミ ニ カ 連 邦	ロゾー水産施設改修計画
ト ン ガ	海水取水システム改良計画
ガ ン ビ ア	水産物流通施設整備計画
セ ネ ガ ル	漁業調査船建造計画
ドミニカ共和国	農地整備用機材整備計画
タ ン ザ ニ ア	ワミ川中流域小規模灌漑開発計画
モ ー リ タ ニ ア	ヌアディブ漁港インフラ整備計画

（2）K R 食糧援助

本援助は43年度から実施された無償食糧援助であ

る。GATTのケネディ・ラウンド関税一括引下げ交渉の一環として42年に成立した国際穀物協定の中の食糧援助規約に基づき実施されることから「KR食糧援助」と通称されている。その後、食糧援助規約は昭和55年、61年、平成7年の改訂を経て、現在、我が国はこの「1995（平成7）年食糧援助規約」に基づき、開発途上国に対し、米、小麦等を購入するための資金供与による援助を行っている。

なお、10年度の我が国の供与実績は、表32のとおり、24か国・4難民に対し、総額144.77億円を供与した。

このうち、60.77億円（アフリカ等の19か国、1被災移民、1難民向け）について、政府米を利用した援助を行うこととして閣議決定を行った。

表32 10年度KR食糧援助実績（閣議了解ベース）

国 名	交換公文 締結年月日	供与総額 (億円)	供与使用 穀物
(アフリカ地域)			
ガ ナ	11. 4. 16	2.00	政府米
カーボ・ヴェルデ	11. 4. 15	1.20	政府米
ギ ニ ア	11. 3. 29	2.00	政府米
コ モ ロ	11. 3. 12	1.50	政府米
サントメ・プリンシペ	11. 4. 26	1.20	政府米
ジ ブ デ イ	11. 3. 30	1.50	政府米
セ ネ ガ ル	11. 3. 24	2.00	政府米
タ ン ザ ニ ア	11. 5. 7	5.00	政府米
ニ ジ ェ ール	11. 4. 2	4.00	政府米
ブルキナ・ファソ	11. 7. 20	3.50	政府米
ベ ナ ン	11. 4. 20	1.50	政府米
マ ダ カ ス カ ル	11. 4. 29	2.00	政府米
マ ラ ウ イ	11. 3. 24	2.50	政府米
モ ー リ タ ニ ア	11. 4. 13	3.00	政府米
モ ザ ン ビ ーク	11. 3. 10	4.00	政府米
(アジア地域)			
イ ン ド ネ シ ア	10. 6. 23	4.50	米
モ ル デ イ ヴ	11. 5. 14	1.20	政府米
モ ン ゴ ル	11. 5. 11	3.30	政府米
ラ オ ス	11. 3. 19	3.00	政府米
(中南米地域)			
ハ イ テ イ	11. 4. 15	3.00	米
(UNRWA経由)			
パレスチナ難民	11. 3. 25	8.00	政府米
(WFP経由)			
アフリカ難民等	10.10.23	29.00	メイズ、 メイズミール、小麦粉、豆
スーダン国内被災民	10.10.23	10.00	メイズ
コソヴォ避難民等	10.10.23	4.00	小麦粉
旧ユーゴスラビア 避難民等	10.10.23	5.00	小麦粉
イ ン ド ネ シ ア	10. 6. 23	18.50	米
カンボディア	11. 3. 1	6.37	政府米
国内被災民			
バングラデシュ	10.10.30	10.00	米
ホンジュラス	11. 3. 1	2.00	政府米

(3) 食糧増産援助

本援助は開発途上国の食糧増産に向けた自助努力を支援するため、52年度から我が国が独自に行っている制度であり、肥料、農薬及び農業機械等を援助対象物資としている。

なお、本援助はKR食糧援助と対比して「第2KR援助」ともよばれることがある。

10年度の供与実績は表33のとおり、計55件、263億円である。

表33 10年度食糧増産援助実績（閣議了解ベース）

国 名	交換公文 締結年月日	供与総額 (百万円)	援助物資
(アジア)			
インドネシア	10.11. 3	1,450	肥料、農薬、 農業機械
スリランカ	10.11.19	1,000	肥料、農薬、 車両
中国	11. 3. 1	1,320	肥料、農薬、 農業機械、車 両
ネパール	10.12. 2	700	肥料
フィリピン	11. 6. 4	1,750	肥料、農薬、 農業機械、車 両
ミャンマー	10. 7. 3	800	肥料、農業機 械
モンゴル	11. 2.12	370	農業機械
ラオス	10.11.16	450	肥料、農業機 械
(中近東・北アフリカ)			
イエメン	10.11.26	650	農薬、農業機 械、車両
エジプト	11. 1. 7	700	肥料、農薬、 農業機械
シリア	11. 1. 4	500	農業機械
パレスチナ暫定 自治政府 (アフリカ)	10.12.12	350	肥料、農業機 械
アンゴラ	11. 5.28	200	肥料
エチオピア	10.11. 5	850	農薬、農業機 械、車両
ガーナ	11. 2.16	350	農薬、農業機 械、車両
ガンビア	10.12.22	150	肥料、農業機 械、車両
ギニア	10.11. 2	290	肥料、農薬、 農業機械
ケニア	10.11. 5	710	肥料、農薬、 農業機械
象牙海岸	10. 9. 3	470	肥料、農薬、 農業機械
ジンバブエ	10.12. 2	500	農薬、農業機 械、車両
スワジランド	10.12.10	200	肥料、農業機 械
セネガル	10. 6.23	500	肥料、農薬、

			農業機械, 車両
タンザニア	10.12.14	800	肥料, 農薬, 農業機械
中央アフリカ	10.11.26	260	肥料, 農薬, 農業機械, 車両
トーゴ	10.10.9	350	肥料, 農薬, 農業機械
ナミビア	11.6.24	250	肥料, 農業機械
ニジェール	11.4.2	440	肥料, 農薬, 農業機械
ブルキナ・ファソ	10.9.5	450	肥料, 農薬, 農業機械
ベナン	10.8.12	250	肥料, 農薬, 農業機械
マダガスカル	10.11.9	320	肥料, 農薬, 農業機械, 車両
マラウイ	10.12.7	300	肥料, 農薬, 農業機械
マリ	10.6.4	450	肥料, 農薬, 農業機械
モーリタニア	10.6.18	400	肥料, 農薬, 農業機械, 車両
(中南米)			
エルサルバドル	10.6.19	350	肥料
	11.5.18	200	肥料
グアテマラ	10.7.28	400	肥料
	11.5.25	240	肥料
ドミニカ共和国	10.7.28	400	肥料, 農薬, 農業機械
	11.4.6	240	農業機械
ニカラグア	10.8.25	500	肥料, 農業機械
	11.4.8	300	肥料, 農業機械
ハイティ	10.9.14	400	肥料
	11.4.15	240	肥料, 農業機械
パラグアイ	10.11.12	500	肥料, 農薬, 農業機械
ペルー	10.11.10	440	農業機械
ボリビア	10.6.29	400	肥料
ホンジュラス	10.6.15	350	肥料
	11.4.30	300	肥料
(東欧等諸国及びその他諸国)			
アゼルバイジャン	11.3.15	390	農業機械
アルメニア	11.4.30	300	肥料, 農業機械
ウズベキスタン	10.8.25	400	農業機械
キルギス	10.8.31	300	農業機械
グルジア	11.3.4	370	肥料, 農業機械
ボスニア・ヘルツェゴビナ	10.9.8	500	肥料, 農業機械
マケドニア	11.4.30	250	肥料, 農業機械

(4) 円 借 款

円借款は、通常、我が国と借入国政府との間で円借款に関する交換公文を締結し、これに基づいて、我が国の実施機関である海外経済協力基金と借入国政府との間に円建て貸付契約を締結する方式で供与される。

10年度に実施された円借款政府調査団のうち、マダガスカル (チュニジア・モロッコ)、インドネシア、中国、タイ、インドネシア、ペルー、トルコ、バングラデシュ、スリ・ランカ、フィリピンの11カ国に参加し技術的アドバイスを行った。

10年度の農林水産関係案件は表34のとおり計10件、1,275.12億円である。

表34 10年度農林水産関連円借款実績

国 名	案 件 名 締結年月日	(交換公文ベース)	
		交換公文 (百万円)	供与 限度額
タイ	社会投資計画 (かんがい分野)	10.7.29	4,602
フィリピン	中部ルソン灌漑計画	10.9.7	14,136
	漁業資源管理計画	10.9.7	2,428
タイ	農地改革地区総合農業 開発計画	10.9.25	3,617
	地方開発・雇用創出農業 信用計画	10.9.25	18,360
インドネシア	セクタープログラムローン	10.10.16	50,000
	セクタープログラムローン	10.12.24	8,451
中国	河南省盤石頭ダム建設 事業計画	10.12.25	6,734
チュニジア	水資源管理計画	11.1.28	7,184
ヴェトナム	地方開発・生活環境 改善計画 (第3期)	11.3.29	12,000
計	10件		127,512

(5) 国際協力事業団開発協力事業 (投融資)

我が国の民間企業等が開発途上地域等において農林業開発事業を行うに際し、①技術の改良又は開発と一体として行わなければその達成が困難な事業 (試験的事業)、②定められた公的金融機関より融資を受けている本体事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の地域の開発に資するものの整備 (関連施設整備事業) について、国は国際協力事業団を通じて資金援助を行っている。

農林業分野の10年度の融資実績は7件4億6,305万円、新規承諾案件は3件3億5,440万円であった。

4 多 国 間 協 力

(1) 国連食糧農業機関 (FAO)

ア 概要

国連食糧農業機関（FAO）は、1945年10月に設立された国連の専門機関であり、ローマに本部を置き約3,400名の職員を擁している。我が国は1951年11月に加盟しており、現加盟国は、175か国及びECである。

FAOは、各国民の栄養及び生活水準を向上させ、食料、農産物の生産・流通を改善し、農林漁村住民の生活水準を向上させ、世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放に寄与することを目的として、主に以下の4つの事業を行っている。

ア 開発援助

広範囲にわたる技術援助プロジェクトを通じた支援
イ 情報活動

食料、農業、林業、水産業及び栄養に関する情報の収集、分析、公表

ウ 政府への助言

農業政策・計画の立案・策定に必要な行政・立法組織に関する加盟国政府への助言

エ 中立的な討議の場

すべての国が主要な食料・農業問題に関して討議し、政策を策定するための中立的な討議の場の提供

イ 第18回世界食料デー

世界食料デー（10月16日）の国内行事として、国際食糧農業協会の主催によるシンポジウム等を行った。

ウ その他

FAOに専門家として11名、準専門家として3名の職員を派遣中である。また、FAOのプロジェクトの「世界食料安全保障状況地図作成事業」（38万2千ドル）、「アジア地域持続可能な農業・農村開発支援事業」（34万4千ドル）、「アジア太平洋地域農林水産統計情報整備対策事業」（25万4千ドル）、「アジア地域市場経済移行国林業活性化計画」（34万ドル）、「中南米諸国持続的農業開発のための農地管理対策調査」（38万8千ドル）、「アフリカにおけるかんがい可能性評価事業」（25万1千ドル）、「国際漁業における「責任ある漁業」推進特別事業」（13万6千ドル）、「国際漁業資源管理体制整備支援事業」（55万1千ドル）、「国際食品基準・承認制度委確立事業」（18万9千ドル）に対して、拠出を行った。

(2) 世界食糧計画 (WFP)

世界食糧計画（WFP）は、食料を開発途上国の経済・社会開発及び緊急食糧援助に役立てることを目的として、1963年国連及びFAOの共同計画として設立された食糧援助実施機関で、各国からの拠出によりアフリカを中心とした開発途上国に穀物、乳製品、植物油等を援助している。

我が国は平成10年度において、WFPに対して通常拠出1,317.3万ドル（現金439.1万ドル、現物分（水産罐詰及び米）878.2万ドル）、国際緊急食糧リザーブ420万ドルのほか車輛、貯蔵施設等非食料品目援助50万ドルの拠出を行った。また、WFPの二国間代行業務として難民、被災民救済のため、WFPを通じたKR食糧援助（84.87億円）を行った。

(3) 国連アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP)

国連アジア・太平洋経済社会委員会（ESCAP）は、国連経済社会理事会の下部機構たる地域経済委員会の一つとして、1947年に設立され、アジア・太平洋地域の経済社会開発を促進するための協力機関として、種々の地域協力プロジェクトを行っている。

我が国は、従来よりESCAPのほとんど全ての分野にわたる諸活動に対し資金協力（1998年度154.6万ドル）及び技術協力を実施している。

なお、ESCAPの特別地域機関であるアジア・太平洋湿潤熱帯地域粗粒穀物・豆類・地下作物研究開発地域調整センター（CGPRT Center）の行う「CGPRT作物に関する貿易自由化の影響調査」に対して拠出（1998年度23.8万ドル）を行った。

(4) アジア開発銀行 (ADB)

アジア開発銀行は、アジア地域の経済開発を目的として1966年に設立された（加盟国57）。我が国は1998年末現在で、次のような拠出等に協力している。

通常資本（応募額）	77億7,528万ドル
アジア開発基金（拠出額）	103億9,508万ドル
技術援助特別基金（拠出額）	4,771万ドル

97年融資合計は59億8,252万ドルであり、主要なセクターは農業・天然資源、社会インフラ、運輸通信、エネルギー等となっている。

(5) 国際農業開発基金 (IFAD)

国際農業開発基金は、低利な資金融資による開発途上国の食料生産増大を目的として、先進国及び産油国の拠出約10億ドルをもとに1977年発足した（加盟国

161)。

その後、3回にわたる増資、及びサハラ砂漠以南の農業生産の再生を目的とした「アフリカ特別プログラム」の創設を経て、1997年2月の総務会において第4次増資（1997年～1999年）が合意された。

我が国は誓約ベースで当初拠出金に5,500万ドルを、また第1次、第2次、第3次、第4次の増資についてはそれぞれ6,021万ドル、2,677万ドル、3,978万ドル、3,799万ドルを拠出しており、先進国中第2の大口拠出国である。

1997年末の同基金の貸付承諾累計額は60.6億ドルに達している。

(6) 国際農業研究協議グループ (CGIAR)

国際農業研究協議グループは1971年に世銀、FAO、国連開発計画（UNDP）が主催した国際農業研究の長期かつ組織的支援に関する会議で設置が決定されたドナー国（機関）のグループで、事務局を世銀内に置いている。1998年末現在、メンバーは58か国・機関である。

本グループ傘下の国際農業研究機関としては、国際稲研究所（IRRI、フィリピン）、国際半乾燥熱帯作物研究所（ICRISAT、インド）、国際とうもろこし・小麦改良センター（CIMMYT、メキシコ）等の16の研究所がある。

我が国は1971年の第2回会合以来、本グループに正式メンバーとして参加し、研究協力及び拠出を行っている。1998年度はCGIAR事務局及び本グループ傘下の16研究所等に対し39億9,730万円（外務省計上）の拠出を行ったほか、農林水産省からは国際稲研究所の行う「遺伝資源拡大による熱帯水分ストレス下における稲作安定化技術の開発」に4,420万円、国際半乾燥熱帯作物研究所の行う「熱帯半乾燥地域における主要畑作物の持続可能な栽培技術の開発」に3,416万円の特別拠出を行った。

(7) アジア生産性機構 (APO)

アジア生産性機構は第2回アジア生産性円卓会議において設立が決議され、1961年に発足した、東京に事務局を置く政府間国際機関である。

同機関は、加盟各国の相互協力に基づいた生産性の向上を通じ、諸国の開発及び発展に寄与することを目的として、多国間ベースによるシンポジウム、セミナー等の開催、訓練コース、視察団の派遣、調査研究等の事業活動を行っている（加盟国18か国）。農林水産省は農業分野において、セミナー、シンポジウムの我が国での開催及び視察団の受け入れ等に対する協力（平成10年度予算7,588万円）を行っている。

(8) 国際協同組合同盟 (ICA)

国際協同組合同盟（ICA）は、全世界において自立した協同組合の発展と強化を進めることを目的に、1895年にロンドンに設立された国際民間組織である。ICAには社会的、経済的、政治体制のいかなを問わず、相互扶助と民主主義の精神に基づいて、協同組合の原則を遵守するあらゆる種類の協同組合の参加が可能とされ、現在、93か国236の全国組織が加盟し、その傘下に約7億2千5百万人以上の組合員を擁する世界最大のNGO組織である。

開発途上国の農林水産業の開発を推進するため、ICAの行うアジア諸国の農協指導者の育成強化、世界の漁協指導者の育成強化及び農協女性指導者の育成のための研修事業に対する拠出を行った（1998年度7,796万円）。

(9) そ の 他

以上のほか、我が国は、植物新品種保護国際同盟（UPOV、スイス）、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT、スペイン）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC、タイ他）、メコン河委員会（MRC、カンボディア）に対して、資金拠出等の協力を行っている。